

杉並区立神明中学校校舎改築検討懇談会運営要綱

令和 4 年 3 月 14 日
杉教第 10806 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区立神明中学校（以下「神明中学校」という。）改築検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、神明中学校の改築に当たり、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 校舎改築における基本的な方針に関すること。
- (2) その他校舎改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備担当部長（以下「部長」という。）が開催する。

- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 部長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、令和 5 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

別表（第 3 条関係）

神明中学校校長	1 名
神明中学校副校長	1 名
神明中学校通学区域内に存する町会の代表	7 名
神明中学校、桃井第二小学校、荻窪小学校、高井戸第四小学校及び松庵小学校の P T A の代表	5 名
神明中学校協力者の代表	6 名
青少年委員	2 名
桃井第二小学校、荻窪小学校、高井戸第四小学校及び松庵小学校の校長	4 名
学識経験者	2 名